

# 九州教区教師謝儀保障援助金規則

(目的・対象)

**第1条** 九州教区内の教会・伝道所(以下「教会」)の内、主任担任教師に対して「九州教区謝儀基準」に定められた額を支弁できないものを対象として、教区内教会総数の概ね10分の1を目途に、この規則による援助金を交付することができる。この規則による援助金は、対象教会の宣教の維持ならびに伸展に資することをもって目的とする。

(援助金の名称)

**第2条** この規則による援助金を「教師謝儀保障援助金」と称し、「退職積立金援助金」を含むものとする。

(担当委員会)

**第3条** この規則による業務(以下「この業務」)は、九州教区教会協力委員会(以下「当委員会」)が担当し、この業務に関する事務は、教区事務所で取り扱うものとする。

(会計・財源)

**第4条** この業務に関する会計は、教会互助特別会計とする。

2 この業務に必要とする経費は、原則として、前年度の下記の収入をもって充てるものとする。

- 1 教区通常会計からの繰入金(教会互助負担金・教会互助献金等)
- 2 教会互助基金特別会計の利息繰入金
- 3 教師互助献金
- 4 その他の指定献金等

3 前項の財源によって、次年度のこの業務の執行計画に不足額が生じたときは、繰越金の一部を充当することができる。

(援助対象の選定)

**第5条** この規則による援助金の交付を必要とする教会・伝道所(以下「受援教会」)および援助金額は、当委員会が定めた適正な資料に基づいて、公平な判断をもって選定された後、常置委員会の承認を経て決定される。

(申請)

**第6条** 教会が、この規則による援助金の交付を希望するときは、当委員会が定めた申請用紙に記入し、援助を受けようとする前年の8月末日までに、当該地区委員長に關係書類を提示の上、その承認を得て、当委員会に提出するものとする。

2 前項の教会のうち、新たな教師招聘に伴って申請をしようとするものは、その招聘に関して、事前に、九州教区人事部と連絡を取らなければならない。

3 当委員会は、交付を申請しようとする教会との間で、教会の宣教の維持・伸展に関し、必要に応じ協議・懇談することができる。また、この場には当該地区委員長、及び互助推進委員に陪席要請できるものとする。

(通知)

**第7条** 援助の認定および援助金額は、第5条の規定によって決定し、援助決定確認書を

同封して、申請年度中に受援教会に通知する。

2 前項の通知を受けた受援教会は、援助決定確認書に必要事項を記入の上、速やかに当委員会宛て返送しなければならない。

3 特別の事由により、受援教会がこの援助を辞退または減額申請する場合についても前項のとおりとする。

(算定)

**第8条** この規則による援助金の算定は、つぎの算定式によって算定するものとする。その際、 $B - A$ の結果が200万円を超えるものについては、200万円をもって算定結果とする。

A 「基礎収入額」

教会の謝儀年額＋付帯事業の給与年額＋副業（兼務・代務教会よりの謝儀を除く）収入年額＋年金収入年額＋配偶者の収入年額×一定率（年金収入0.4、勤労収入0.6）

B 「保障基準額」

[教師謝儀基準額＋配偶者手当＋扶養家族手当（人数分）] × 1.2 ＋ [教師謝儀基準額] × 2

C 「教師謝儀保障援助金」

( $B - A \leq 200$ 万円) ＋ 扶養家族手当（22才まで1人につき月額10,000円。内、短期大学、大学、教団立・認可神学校在学中の者には就学手当として月額5,000円を加算する。教団立・認可神学校研究科在学中の者に対してはさらに、2年間を限度として月額5,000円を加算する。)

2 受援教会は、前項の規定によって算定される額のうち、14分の1（百円未満は切捨て）を、教師退職金の一部とする目的をもって、教区事務所で積み立てることができる。

3 前項の積み立てを希望する場合は、その旨を申し出なければならない。

(退職積立金援助)

**第9条** 前条の規定によって算定された額の外、対象教会に対し、退職積立金援助金として、教区事務所にて年額10万円を積み立てる。

(特別措置)

**第10条** 前々条により算定された教師謝儀保障援助金に教師の収入基礎額を加えた合計額が教区の教師謝儀基準15号俸にて算定された額を下回る場合には、特例として、年額24万円を2年間に限り、援助することができる。

(減額措置)

**第11条** 受援教会の教師が、年度初めの日に70才に達した年度には、第8条の規定によって算定された援助金額の10%を減じた額を交付し、以後、1年を経過する毎に、交付率を10%ずつ減じた額を交付するものとする。

(援助金の交付)

**第12条** この規則による援助金は、第8条2に係るものの外、すべて月割りで交付する。但し、受援教会からの特別の申請ある場合、数カ月分をまとめて交付することができる。

2 援助金は、受援教会の郵便振替口座または銀行預金口座に振込み送金する。

(用途の制限等)

**第13条** 受援教会は、この規則による援助金を主任担任教師に対する謝儀および退職金以外の目的に供することはできない。

2 受援教会は、この規則による援助金を、教会会計の経常外収入として受け入れ、処理しなければならない。

(資格の喪失等)

**第14条** 受援教会の主任担任教師が、退職もしくは死亡した場合は、その月分までの援助金を交付し、その翌月分以降については、資格喪失とする。ただし、その年度分の退職積立金援助金の積立金については、資格を保全するものとする。

2 受援教会の主任担任教師が、75才に達した場合には、その翌年度以降について資格喪失とする。

3 受援申請教会・受援教会において当教区互助制度への理解を欠き、且つ応分の責任を果たしていないと認められるとき、当委員会は当該教会に対して是正の勧告を行うものとする。

4 受援申請教会・受援教会が、前項の勧告に従って事態の改善をなすに至るまで、当委員会は申請を受理せず、或いは受援教会としての資格を承認しない。

5 当委員会が、この規則による援助金の使途について、前条第1項の規定以外の目的に用いられている事実を把握した場合には、当該受援教会に対して、適正化の助言を行なうものとする。

6 受援教会が前項の当委員会の助言にしたがって事態の改善を行なわないとき、当委員会は、前項の事実の発生したときまで遡って、受援教会としての資格が喪失したものと認定し、すでに交付した援助金の返還を求めるものとする。

7 本条第3項に関して、当委員会が、調査・助言に用いるために資料等の提出を求めたとき、受援教会は、遅滞なく必要な関係資料の提出に応じなければならない。

8 当委員会が、本条第4項、或いは6項の決定を行なったときは、常置委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(規則の改正)

**第15条** この規則の改正は、常置委員会の議を経て行ない、教区総会に報告するものとする。

## 附 録

1. 本規則第5条に定める「資料」とは、次のものを言う。

①申請年度の「教会総会資料」、②年金受給者にあっては「年金振込通知書」の写し、③「年度報告」C表、④「教師謝儀保障援助金交付申請に係る承認を証する書面」、⑤「教師生活実態調査票」

2. 本規則第6条に挙げる「関係資料」とは、次のものを言う。

①申請年度の「教会総会資料」、②「年度報告」C表、③「教師生活実態調査票」

## 付 則

1. この規則は、1969年12月1日から施行する。
  - 1969年11月11日常置委員会にて承認
  - 1970年5月6日教区総会にて承認
2. 1979年5月4日教区総会にて改正承認
3. 1999年1月18日常置委員会にて改正承認
4. 1999年5月4日教区総会にて改正承認
  - (1) この改正した規則は、1999年4月1日から施行する。
  - (2) この改正した規則の施行により、九州教区教会互助規則施行細則（1969年12月1日施行）は廃止する。
5. 2000年11月21日常置委員会にて改正承認
  - (1) 第9条の改正により、受援教会の教師で、すでに70才を超えている教師については、2001年4月1日に70才に達したものとして取り扱うものとする。
  - (2) 第9条の改正（追加）により、以下の条文の番号を繰り下げるものとする。
6. 2010年5月4日教区総会にて改正承認
7. 2024年7月9日常置委員会にて改正承認
  - この改正した規則は、2025年4月1日から施行する。